

議案第8号

松田町介護保険条例の一部を改正する条例

この議案は、3月5日の本会議で産業厚生常任委員会へ付託された案件で、第6期介護保険事業計画の策定に伴い条例を改正するものです。

3月9日に産業厚生常任委員会委員5名（石内浩委員長、利根川茂副委員長、齋藤永委員、寺嶋正委員、大館秀孝委員）

審査の概要

出席のもと、副町長・福祉課長・福祉課職員からヒアリングを行い、審査した結果は、次のとおりです。

【質】介護サービスありきというだけでなく、お年寄りが元気で働けるよう

な場づくり、三世帯同居を推進するなど、多世帯家族の支援を図るべきだ。

【答】（副町長）

町にあったお年寄りの就労にもつながる政策を考えているが、いい事業が見つからない。皆さんからの提案があれば参考にしたい。介護保険は、国の制度であり、保険者として保険料率を算定しなければならぬので、ご理解いただきたい。また、多世帯対策は、

産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

「松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、介護保険料の基準額(月額)が3,700円から4,600円に改定される積算根拠について、重点的に審査しました。

その内容は、介護保険料の所得段階別加入者数と保険料の設定、財政調整基金の推移、県西地域保険者の介護保険料推計額などを参考とし詳細に審査した結果、介護保険料の改定は適正なものと判断した。

特に、生活保護受給者や低所得者への軽減措置が設定されていることや、県西地域において低位の基準額であることから、次の条件を付して賛成することとした。

- (1)高齢者への新しい地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業を積極的に展開し、高齢者が生きがいをもって社会参加できるように支援を行い、次回(平成30年度)改定時の介護保険料については抑制に努めること。
- (2)新しい地域支援事業、地域や福祉関係機関、医療機関との協働・連携により地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる生活を最大限支援すること。



産業厚生常任委員会での審議

町としても重要だと考え、そのための補助を考えている。

【答】（副町長）

【質】高齢者の増加が見込まれるが、今後の要介護認定率の推移は。

【答】（福祉課）

平成25年度までの推移は、13%台だったが、平成26年度は14.1%、平成29年度は16.4%の見込みである。特に後期高齢者の人口割合が増えること、認定率の増加を推計せざるを得ない。

【質】介護保険財政調整基金の取り崩しの考え方は。

【答】（副町長）

社会福祉協議会には、町から補助金も出し、メンバーも揃っている。社会福祉協議会に投げか

け、当事者団体の現状を改善する状況をつくり出せるように努力をする。

審査の結果

採決により賛成全員で可決し、本会議で委員会報告後に採決を行い、賛成全員で原案のとおり可決した。

第1回臨時会

平成27年第1回臨時会は、1月21日の(水)に開催され、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意し閉会しました。

●教育委員会委員の任命について

平成27年1月24日をもって1名の委員が任期満了となるため、次の方が同意(再任)されました。氏名 杉本 葉子 氏